（様式）

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報

|  |  |
| --- | --- |
| 議題 | 新公会計制度アドバイザリー会議 |
| 日時 | 平成２８年３月２２日(火)　１５時５２分～１７時４２分 |
| 場所 | 府庁本館３階　市町村課分室 |
| 出席者 | (特別顧問・特別参与)：小幡特別参与　武田特別参与(職員等)：会計管理者兼会計局長会計指導課 課長、課長補佐１名、主査３名、主事１名　　　 財産活用課 主査２名　　　　 |
| 論点 | ・過年度修正損益の対応について・リース会計の見直しにかかる調査の状況等について（報告） |
| 主な意見 | 資料１について・「Ⅱ　過年度修正損益の財務諸表上の表記について」中、３（２）処理方針、①における計上する収支区分は、特別収支としてはどうか。３（２）処理方針中、②における補足情報は、今後の過年度修正損益の規模にもよるが、補足情報を記載するという観点は重要。資料２－１について・ファイナンス・リース取引を判断する要件として、企業会計に準じて「リース料総額が、リース物件の見積購入価額の概ね９０％以上である」という要件を追加してはどうか。 |
| 結論 | 過年度修正損益の対応について（資料1）・「Ⅰ　過年度修正損益の捉え方」に関しては、処理方針案のとおり運用する。・「Ⅱ　過年度修正損益の財務諸表上の表記について」に関しては、　３（１）基本方針のとおり運用する。３（２）処理方針中、①の計上する収支区分は、特別収支とする（併せて、大阪府財務諸表作成基準を改正する）。３（２）処理方針中、②補足情報については、区分計上することを前提に、修正額の規模等をみながら、注記などの要否を含め対応する。・「Ⅲ　今後のスケジュールについて」に関しては、案のとおり平成27年度決算より適用する。リース会計の見直しにかかる調査の状況等について（資料２－１）・リース判定フローチャート（案）の個別案件のリース判定の要件の「（４）リース期間が経済的耐用年数の概ね７５％以上である」が「N０」の場合には、新たに「リース料総額が、リース物件の見積購入価額の概ね９０％以上である」という要件を追加して判定する。その要件が「YES」の場合は、フィナンス・リース取引とし、「NO」の場合は、ファイナンス・リース取引に該当しないものとして、運用する。 |
| 説明等資料 | ・議事次第・資料１　　　過年度修正損益の対応について（案）・資料２－１　リース判定フローチャート（案）・資料２－２　リース資産に係る賃貸物件の種類別　件数・金額・資料２－３　大阪府公有財産台帳等処理要領改正（案）・資料２－４　リース取引の計上にかかる運用の見直しについて（案）（第36回アドバイザリー会議資料） |
| 関係部局（室課） | ・財産活用課 |